

経営革新等支援機関の認定（更新）基準について

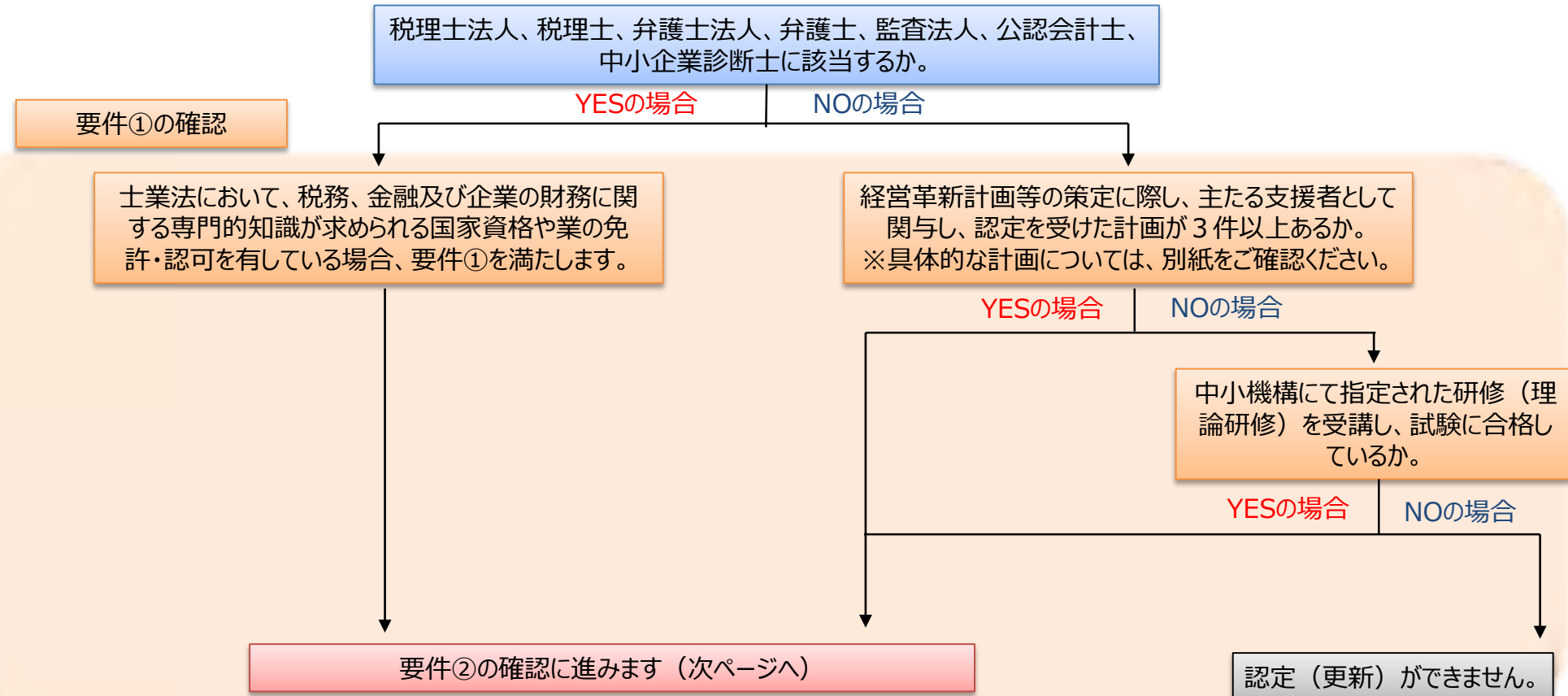
経営革新等支援機関の認定（更新）にあたっては、中小企業・小規模事業者の財務内容等の経営状況の分析や事業計画の策定支援・実行支援を適切に実施する観点から、主に以下の認定基準を設けています。

①税務、金融及び企業の財務に関する専門的な知識を有していること（要件①）

※法人として要件①を満たすのは、税理士法人、監査法人、弁護士法人のみで、税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士を雇用している民間コンサルティング会社等は、要件①の認定基準を満たしておりません。

②中小企業・小規模事業者等に対する支援に関し、法定業務に係る1年以上の実務経験を含む3年以上の実務経験を有していること（要件②）

具体的には、以下のフローチャートよりご確認ください。



経営革新等支援機関の認定（更新）基準について②

要件②の確認

(前ページから続く)

中小企業・小規模事業者に対する支援に関し、
3年以上の実務経験を有するか。
※具体的な実務経験の内容については、別紙をご確認ください。

YESの場合

NOの場合

中小企業・小規模事業者に対する支援に関し、
法定業務に係る1年以上の実務経験を有するか。
※具体的な実務経験の内容については、別紙をご確認ください。

YESの場合

NOの場合

認定（更新）が可能です。

中小機構にて指定された研修
（実践研修）を受講し、試験
に合格しているか。

YESの場合

NOの場合

認定（更新）ができません。

注意事項

- ・本フローチャートは、経営革新等支援機関の認定（更新）にあたって、専門的知識を有しているか（要件①）、実務経験を有しているか（要件②）の2点について、認定基準に適合していることを確認するものです。
- ・実際の認定にあたっては、その行おうとする法定業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点、適切な運営の確保等）を有していることが必要です。（※組織体制は法人のみ）
- ・また、基本方針に適合しているか、欠格条項に該当しないかといったことも確認をさせていただきます。
- ・本フローチャートにおいて、「認定（更新）が可能」であっても、それをもって認定がされるわけではありませんので、ご注意ください。
- ・金融機関、商工会議所、商工会連合会においては、本フローチャートによらない場合があります。

(別紙) よくある質問

専門的知識を有する証明書にある「経営革新計画等の作成」とは、具体的にどの計画を指すのか

○具体的には、「経営革新計画」、「経営力向上計画」、「地域資源活用事業計画」、「異分野連携新事業分野開拓計画」、「農商工等連携事業計画」、「中小企業承継事業再生計画」、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（令和元年度補正事業）」が挙げられます。ただし、「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません。

○認定の更新の際の対象については、上記に加え、「事業再構築補助金」、「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」、「経営改善計画策定支援事業」、「早期経営改善計画策定支援事業」、「中小企業経営力強化資金融資事業」、「経営力強化保証制度」、「企業再建資金（企業再生貸付制度）」、「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」、「先端設備等導入計画」、「事業承継税制」、「事業承継補助金」、「事業承継・集約・活性化支援資金融資事業」、「個人事業者の遺留分に関する民法特例」、「中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置」、「中小企業経営強化税制C類型」が挙げられます。

実務経験証明書（中小企業等に対する支援に関する3年以上の実務経験）の実務経験内容にはどのような経験が該当するのか。

■ 税理士（個人）、税理士法人の場合

例：中小企業等に対して実施する税務相談、申告等

■ 公認会計士（個人）、監査法人の場合

例：中小企業等に対して実施する財務書類の監査または証明等

■ 弁護士（個人）、弁護士法人の場合

例：中小企業等に対して実施する法律相談等

■ 中小企業診断士（個人）の場合

例：中小企業等に対して実施する経営や労務管理に関する相談対応等

■ コンサルタントの場合

例：中小企業等に対して実施する経営に関する相談対応、販路開拓支援、現場改善支援等

■ 商工会、商工会議所の場合

例：中小企業等に対して実施する経営に関する相談対応等

実務経験証明書（経営革新等支援業務に係る1年以上の実務経験）の実務経験内容の欄にはどのような経験が該当するのか。

■ 税理士（個人）、税理士法人の場合

例：税理士業務に付随して行う財務書類の作成、中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

■ 公認会計士（個人）、監査法人の場合

例：中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

■ 弁護士（個人）、弁護士法人の場合

例：企業の再生事案の事務等、中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

■ 中小企業診断士（個人）の場合

例：経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

■ コンサルタント、民間コンサルの場合

例：経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

■ 商工会、商工会議所の場合

例：中小企業等の経営状況の分析、事業計画の策定支援・実行支援、経営革新計画等の策定支援、等

(別紙) よくある質問

認定基準にある所定の研修内容とは何か

○認定（更新）基準の①または②の知識や経験が認定基準に満たない、法定業務を行おうとする者に対して、中小機構による以下の研修を受講し、試験に合格することとしており、申請時に研修受講修了及び試験合格を証する書類を添付してください。

①の知識が認定基準に満たない場合

中小企業経営改善計画策定支援研修（理論研修）

（研修構成）

・財務、会計、税務等を中心とした17日間コース

（受講対象者）

・商工会、商工会議所、社会保険労務士、行政書士、司法書士、経営士等の士業、NPO法人、民間コンサルティング会社等で経営革新計画等の関与が3回未満の者

・4コース対象者：経営革新計画等の関与が全く無い者

・2コース対象者：経営革新計画等の策定を行う際、主たる支援者として1～2回関与した者

②の経験が認定基準に満たない場合

中小企業経営改善計画策定支援研修（実践研修）

（研修構成）

・経営計画策定、経営支援等の演習を中心とした2日間コース（2日×6時間）

（受講対象者）

・経営革新計画等の策定支援を実施する者であって、中小企業等に対する経営支援の実務経験が3年未満の者または中小企業等に対する経営支援の実務経験が3年以上であって、そのうち法定業務の実務経験が1年未満の者。ただし、認定（更新）基準①の条件を満たしていることが前提となります。

※既に認定支援機関として認定されている方もご受講可能です、ただし、新たに認定を受けようとする方が優先されますのでご了承ください。研修の詳細に関しては、中小企業大学校 支援研修課（TEL:042-565-1270）までお問い合わせください。